

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		1,223	68,505,526
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		46	1,179,227
債 務 控 除 額		581	4,949,896
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		71	305,037
課 税 価 格		1,232	65,039,894
相 続 税 額	算 出 税 額	1,204	7,165,629
	2 割 加 算 額	77	77,473
	計	1,204	7,243,102
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	20	17,338
	配 偶 者	143	1,924,332
	未 成 年 者	22	3,600
	障 害 者	31	24,022
	相 次 相 続	35	67,977
	外 国 税 額	-	-
	計	239	2,037,269
差 引 税 額		1,079	5,205,833
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		17	72,632
小 計		1,075	5,133,201
納 税 猶 予 額		-	-
納 付 税 額		1,075	5,154,568
還 付 税 額		12	21,368
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		302	29,450,900

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 14 年 分	1,179	74,950,606	12,070,664	3,672,815	1,056	8,396,233	300
平成 15 年 分	1,120	65,495,749	8,082,963	2,471,166	1,011	5,600,313	293
平成 16 年 分	1,369	80,651,230	10,263,873	2,824,312	1,223	7,321,688	339
平成 17 年 分	1,285	69,836,837	8,572,303	2,603,834	1,138	5,944,598	317
平成 18 年 分	1,232	65,039,894	7,243,102	2,037,269	1,075	5,154,568	302

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
那覇税務署	356	18,378,079	314	1,327,062	87
平良税務署	15	423,656	8	13,617	4
石垣税務署	27	1,535,340	19	149,985	7
北那覇税務署	286	15,782,978	257	1,231,577	71
名護税務署	27	1,649,518	20	156,391	8
沖縄税務署	521	27,270,323	457	2,275,936	125
沖縄県計	1,232	65,039,894	1,075	5,154,568	302
総計	1,232	65,039,894	1,075	5,154,568	302

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 1,226	千円 64,998,271	人 1,070	千円 5,314,553	人 302	
	修正申告による増差額	26	214,560	29	29,542	9	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	21 △	186,395	24 △	191,575	8	
	決 定 額	1	13,458	1	2,049	1	
	計	実 1,232	65,039,894	実 1,075	5,154,568	実 302	
過 年 分	申 告 額	82	2,884,505	76	128,364	25	
	修正申告による増差額	204	2,915,690	294	528,245	89	
	更正による増差額	28	1,376,779	30	401,369	12	
	更正等による減差額	126 △	1,579,250	143 △	403,720	47	
	決 定 額	12	640,839	12	66,698	4	
	計	実 356	6,238,563	実 448	720,956	実 118	
合 計	申 告 額	1,308	67,882,776	1,146	5,442,917	327	
	修正申告による増差額	230	3,130,250	323	557,787	98	
	更正による増差額	28	1,376,779	30	401,369	12	
	更正等による減差額	147 △	1,765,645	167 △	595,295	55	
	決 定 額	13	654,297	13	68,747	5	
	計	実 1,588	71,278,457	実 1,523	5,875,524	実 420	

調査対象等： 「本年分」は、平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成17年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年11月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成16年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
 2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 14	千円 2,612	人 -	千円 -
過 年 分	234	66,127	67	13,174	19	16,752
合 計	234	66,127	81	15,786	19	16,752

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	32	2,384,587	256,272	43,782	42,608	80
1億円超	150	21,504,847	344,630	70,261	636,874	709
2 "	69	16,708,895	340,590	64,560	1,139,320	363
3 "	36	13,140,206	31,957	68,526	1,553,191	187
5 "	11	6,560,407	40,168	34,077	808,958	68
7 "	1	751,990	-	-	79,813	8
10 "	3	3,947,339	165,610	23,831	1,053,789	16
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	302	64,998,271	1,179,227	305,037	5,314,553	1,431

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階 級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	1人	9人	6人	5人	11人	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	-	8	12	13	31	38	27	11	6	3	1	-
2 "	-	3	4	6	8	22	8	8	3	6	-	1
3 "	-	2	1	5	5	6	6	7	3	1	-	-
5 "	-	-	-	-	2	2	3	2	1	-	-	1
7 "	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
10 "	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	22	23	29	57	70	45	28	14	10	1	2

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	9	236,191
	畑（「」）	117	4,332,905
	宅地（借地権を含む。）	285	30,500,645
	山林	20	802,454
	その他の土地	193	13,981,425
	計	296	49,853,621
家屋、構築物		245	3,289,684
事業（財産） （農業） 用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	11	34,382
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	3	10,108
	売掛金	8	46,824
	その他の財産	7	118,347
	計	21	209,661
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	29	1,329,668
	同上以外の株式及び出資	98	911,710
	公債及び社債	14	111,619
	投資・貸付信託受益証券	24	75,880
	計	127	2,428,876
現金、預貯金等		291	9,484,932
家庭用財産		87	17,475
その他の財産	生命保険金等	19	522,712
	退職金及び功労金等	6	866,773
	立木	-	-
	その他	155	1,788,081
	計	159	3,177,566
合計		301	68,461,815
相続時精算課税適用財産価額		32	1,179,227
債務		249	4,512,869
葬式費用		288	434,939
計		292	4,947,808
差引純資産価額		302	64,693,234
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		34	305,037
課税価格		302	64,998,271

調査対象等：平成18年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成19年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。